

こども医療費助成制度

○対象者

小学4年生から中学3年生までの児童・生徒

令和5年7月1日から高校生の入院医療費を助成します。

※該当される方は、

- 1) 医療機関等発行の領収書（レシート不可）
 - 2) 医療費を請求する申請者名義の口座
 - 3) お子様の健康保険証
 - 4) 高額療養費支給決定通知書（健康保険組合等から高額療養費の支給があった場合）
- をご持参になり申請してください。

※母子家庭等医療費受給者証、重度障害者医療費受給者証をお持ちの方は、一部負担金を助成します。

○所得制限基準

保護者、扶養義務者の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満（自立支援医療制度に準拠）であること。

○一部負担金

小学4年生から中学3年生までの児童・生徒は通院、入院ともに一部負担金なし

高校生は入院のみ一部負担金なし

○注意していただきたいこと

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害給付を受けた場合は、こども医療費助成制度の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・入院、通院に関わらず医療費が高額になる場合は、こども医療費受給者証と、加入している健康保険組合等が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を併せて、医療機関等窓口に提示してください。

- ・ 上郡町外国保や兵庫県外国保、特定国保（全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、近畿税理士国民健康保険）に加入されている方は、保健医療機関等で限度額適用認定証を提示しなかった場合、受給者証が使用できないことがあります。あらかじめ加入健康保険組合から限度額適用認定証の交付を受け、受診の際は、健康保険証、こども医療費受給者証、限度額適用認定証を提示してください。
- ・ 自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病など、他の公費により医療費の助成を受けることができる場合は、受給者証は使用できません。

○届出が必要なとき

- 1) 氏名の変更・転居・死亡・転出されたとき
- 2) 加入している健康保険に変更があったとき
- 3) 医療費受給者証をなくしたとき
- 4) 交通事故など第三者による傷害を受けたとき
- 5) 生活保護を受けたとき

○医療費の払い戻し手続き

次のような場合は、対象者ごとに申請を行い、審査・決定を受けると医療費の払い戻しを受けることができます。

- ・ 兵庫県外の医療機関等で受診したとき
- ・ 健康保険証のみで受診したとき
- ・ 医師の指示によりコルセット等の治療用装具を作ったとき
- ・ 医師の指示によりあんま・マッサージ・はり・灸の施術を受けたとき

《払い戻し手続きに必要なもの》

- 1) 医療機関等発行の領収書（レシート不可）
※ レシートの場合は、名前及び総医療点数、日数、領収金額が記載されている領収書を医療機関等に発行してもらって下さい。
- 2) 付加給付支給決定通知書（健康保険組合等から付加給付の支給があった場合）
- 3) 高額療養費・療養費支給決定通知書（健康保険組合等から高額療養費・療養費の支給があった場合）
- 4) 医師の意見書及び装具装着証明書（コルセット等の治療用装具を作ったとき）
- 5) 医師の同意書及び施術証明書（あんま・マッサージ・はり・灸の施術を受けたとき）
- 6) 医療費を請求する申請者名義の口座
- 7) 健康保険証
- 8) 医療費受給者証